

令和5年3月3日 開 会
令和5年3月20日 閉 会
令和5年3月 定例会

川南町議会会議録

川南町議会事務局

令和5年第1回(3月)川南町議会定例会会期表〔18日間〕

目次	月日	曜	摘要
第1日	3月3日	金	開会 本会議(議案上程・提案理由説明)
第2日	3月4日	土	休会
第3日	3月5日	日	休会
第4日	3月6日	月	議案熟読
第5日	3月7日	火	本会議(一般質問)
第6日	3月8日	水	本会議(補正予算議案質疑・委員会付託) 常任委員会
第7日	3月9日	木	常任委員会
第8日	3月10日	金	常任委員会
第9日	3月11日	土	休会
第10日	3月12日	日	休会
第11日	3月13日	月	本会議(補正予算委員長報告・討論・採決)(議案質疑・委員会付託) 常任委員会
第12日	3月14日	火	常任委員会
第13日	3月15日	水	常任委員会
第14日	3月16日	木	常任委員会
第15日	3月17日	金	常任委員会
第16日	3月18日	土	休会
第17日	3月19日	日	休会
第18日	3月20日	月	本会議(委員長報告・討論・採決)

目 次

告 示	1
応招議員・不応招議員	1

第1号（ 3月3日 ）

本日の会議に付した事件	2
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	3
開 会	4
諸般の報告・会期の決定について・会議録署名議員の指名について	4
議案上程・提案理由説明(承認第1号)	4
議案質疑・討論・採決(承認第1号)	5
議案上程・提案理由説明(議案第1号～第16号)	6
議案上程・提案理由説明(議案第17号～第21号)	10
議案上程・提案理由説明(議案第22号～第32号)	13
議案上程・提案理由説明・採決(同意第1号)	23
散 会	24

第2号（ 3月7日 ）

本日の会議に付した事件	25
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	26
開 議	27
一般質問	27
1児玉 助壽	27
2徳弘美津子	29
3川上 昇	41
4蓑原 敏朗	52
5内藤 逸子	65
散 会	80

第3号 (3月8日)

本日の会議に付した事件	81
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	82
開 議	83
議案質疑・委員会付託(議案第17号)	83
議案質疑・委員会付託(議案第18号～第21号)	84
散 会	85

第4号 (3月13日)

本日の会議に付した事件	86
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	88
開 議	89
委員長報告・討論・採決(議案第17号～第21号)	89
議案質疑・委員会付託(議案第1号)	96
議案質疑・委員会付託(議案第2号)	97
議案質疑・委員会付託(議案第3号)	97
議案質疑・委員会付託(議案第4号)	99
議案質疑・委員会付託(議案第5号～第16号)	100
議案質疑・委員会付託(議案第22号)	103
議案質疑・委員会付託(議案第23号)	117
議案質疑・委員会付託(議案第24号)	117
議案質疑・委員会付託(議案第25号～第32号)	118
散 会	120

第5号（3月20日）

本日の会議に付した事件	121
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	123
開 議	124
委員長報告・討論・採決(議案第1号～第16号)	124
委員長報告(議案第22号～第32号)	134
討論・採決(議案第22号)	139
討論・採決(議案第23号)	142
討論・採決(議案第24号)	144
討論・採決(議案第25号)	145
討論・採決(議案第26号)	146
討論・採決(議案第27号～第30号)	148
討論・採決(議案第31号)	150
討論・採決(議案第32号)	151
議案上程・趣旨説明・議案質疑・討論・採決(発議第1号～第2号)	152
議員派遣の件	153
閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件	154
議会運営委員会の閉会中の所掌事務継続調査の件について	154
閉 会	154

川南町告示第22号

令和5年第1回(3月) 川南町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年2月27日

川南町長 日 高 昭 彦

- 1 期日 令和5年3月3日
- 2 場所 川南町議会議事堂

○ 応招議員(13名)

1番	河野 禎明 君	2番	谷村 裕二 君
3番	中津 克司 君	4番	蓑原 敏朗 君
5番	徳弘美津子 君	6番	児玉 助壽 君
7番	福岡 仲次 君	8番	米田 正直 君
9番	内藤 逸子 君	10番	川上 昇 君
11番	河野 浩一 君	12番	竹本 修 君
13番	中村 昭人 君		

○ 不応招議員(なし)

令和5年第1回(3月)川南町議会定例会会議録

令和5年3月3日 (金曜日)

本日の会議に付した事件

令和5年3月3日 午前9時00分開会

- 日程第1 諸般の報告について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 会議録署名議員の指名について(河野浩一・竹本修)
- 日程第4 承認第 1号 専決処分の承認を求めるについて
(令和4年度川南町一般会計補正予算(第9号))
- 日程第5 議案第 1号 川南町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第 2号 川南町税条例の一部改正について
- 日程第7 議案第 3号 川南町使用料及び手数料徴収条例等の一部改正について
- 日程第8 議案第 4号 川南町火入れに関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第 5号 川南町国営造成施設管理体制整備促進事業分担金徴収条例の一部改正について
- 日程第10 議案第 6号 川南町子ども・子育て審議会条例の一部改正について
- 日程第11 議案第 7号 川南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第12 議案第 8号 川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第13 議案第 9号 川南町子どもの医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第10号 川南町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第11号 川南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第16 議案第12号 川南町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第17 議案第13号 川南町消防団条例の一部改正について
- 日程第18 議案第14号 情報公開・個人情報保護審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について

出席議員(13名)

1番 河野 禎明 君	2番 谷村 裕二 君
3番 中津 克司 君	4番 蓑原 敏朗 君
5番 徳弘 美津子 君	6番 児玉 助壽 君
7番 福岡 仲次 君	8番 米田 正直 君
9番 内藤 逸子 君	10番 川上 昇 君
11番 河野 浩一 君	12番 竹本 修 君
13番 中村 昭人 君	

事務局出席職員職氏名

事務局長 新倉 好雄 君 書記 大塚 隆美 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	日高 昭彦 君	副町長	押川 義光 君
教育長	坂本 幹夫 君	会計管理者・ 会計課長	小嶋 哲也 君
総務課長	大山 幸男 君	財政課長	谷 講平 君
まちづくり課長	甲斐 玲 君	産業推進課長	河野 賢二 君
農地課長	三好 益夫 君	建設課長	黒木 誠一 君
環境水道課長	日高 裕嗣 君	町民健康課長補佐	河野 龍司 君
教育課長	山本 博 君	福祉課長	渡邊 寿美 君
税務課長	大塚 祥一 君	代表監査委員	永友 靖 君

午前9時00分開会

○議長（中村 昭人君） おはようございます。

ただいまから令和5年第1回、川南町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元にお配りしてあるとおりであります。

日程第1、諸般の報告を行います。

前回の議会から本日までの主な事柄については、お手元にお配りした別紙のとおりであります。

なお、例月現金出納検査並びに財政的援助を与えている団体に係る監査の結果については、お手元にお配りしてあるとおりであります。

以上で報告を終わります。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から20日までの18日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、会期は本日から20日までの18日間に決定しました。

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、河野 浩一君及び竹本 修君を指名します。

日程第4、承認第1号専決処分の承認を求めるについて、令和4年度川南町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

朗読は省略します。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） おはようございます。それでは、御説明いたします。承認第1号は専決処分をいたしました、令和4年度川南町一般会計補正予算第9号につきまして、議会に報告し、その承認を求めるものでございます。この補正予算は好調に推移しております。ふるさと納税展開事業及び妊婦から子育てまでの環境整備に伴う国の出産子育て交付金事業を予算計上したもので、予算の総額に歳入歳出それぞれ17億1504万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ134億117万7000円とするものでございます。

それでは、第1表の歳入から御説明いたします。国庫支出金1000万円及び県支出金250万円の増額は、それぞれ出産子育て応援交付金であります。寄付金は17億円の増額で、ふるさと

納税であります。繰入金は 254 万円の増額で、財源調整に伴う財政調整基金繰入金であります。

次に、歳出について御説明いたします。総務費は 17 億円の増額で、ふるさと納税展開事業に係る経費及びふるさと振興基金積立金であります。衛生費は、1504 万円の増額で、出産子育て交付金事業に伴う経費及び出産子育て応援支援金であります。第 2 表債務負担行為補正は、ふるさと納税特産品発送事業の限度額を 2 億 6000 万円に変更したものであります。以上よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（中村 昭人君） 以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（徳弘 美津子君） 11 ページになりますが、子ども子育て支援金の拡充の出産子育て支援金の詳細を教えてください。人数金額とかあると思いますが、お願いします。

○町民健康課長補佐（河野 龍司君） はい、徳弘議員の質問にお答えいたします。妊娠時 5 万円の 100 人分の 500 万円と 4 月 1 日以降出生分は妊娠分と出生分、合わせて給付することになっていきますので合計 10 万円分の 100 人分の合計 1500 万円です。以上です。

○議員（徳弘 美津子君） ただこれは出産費用の上乗せではなくて、出産手当として子供に 5 万円、親に 5 万円ということで、現金で支給ということの考え方でいいんですかね。出産費用の上乗せっていうのが何かあったような気がするので、それではなくて現実にそのまま現金で支払うという考え方の支援金でよろしいでしょうか。

○町民健康課長補佐（河野 龍司君） 妊婦 1 人につき 5 万円の現金を支給しますと子供 1 人につき 5 万円の現金を支給するとしております。以上です。

○議長（中村 昭人君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

承認第 1 号専決処分の承認を求めるについて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第 1 号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、承認第1号専決処分の承認を求めるについては、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第5、議案第1号川南町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、日程第6、議案第2号川南町税条例の一部改正について、日程第7、議案第3号川南町使用料及び手数料徴収条例等の一部改正について、日程第8、議案第4号川南町火入れに関する条例の一部改正について、日程第9、議案第5号川南町国営造成施設管理体制整備促進事業分担金徴収条例の一部改正について、日程第10、議案第6号川南町子ども・子育て審議会条例の一部改正について、日程第11、議案第7号川南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、日程第12、議案第8号川南町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、日程第13、議案第9号川南町子どもの医療費助成に関する条例の一部改正について、日程第14、議案第10号川南町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について、日程第15、議案第11号川南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、日程第16、議案第12号川南町国民健康保険条例の一部改正について、日程第17、議案第13号川南町消防団条例の一部改正について、日程第18、議案第14号情報公開個人情報保護審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について、日程第19、議案第15号事務の委託の廃止に関する木城町との協議について、日程第20、議案第16号事務の委託の廃止に関する高鍋町及び都農町との協議について、以上16議案を一括議題とします。

朗読は省略します。

本16議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） それでは議案第1号から議案第16号までにつきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

議案第1号は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第2項に基づき、町の執行機関の附属機関として川南町障害者自立支援協議会を設置するため、条例の一部を改正するものであります。

次に議案第2号は、法人の町民税法人税割の税率を100分の8.4から100分の6.0に引き下げるため、条例の一部改正を行うものであります。法人の市町村民税法人税割の標準税率は100分の6.0、制限税率は100分の8.4で、本町は制限税率を採用しています。標準税率は、地方交付税を算定するための基準財政収入額の基準数値として用いられ、通常よるべき税率です。制限税率は財政上、その他必要があると認められる場合において課税できる上限の税率です。本町は各種産業が盛んな産業の街であり、それを維持し、または産業推進を図るため、税率を標準税率に引き下げ、より法人が経済活動をしやすい環境を整備したいと考えます。当該税率を引き下げた場合、年に1000数百万円から2000数百万円の減収となる見込みですが、適正課税適正徴収の取り組みや効率的行政運営を行うことにより、安定

した町財政運営が可能であります。

次に議案第3号は、令和5年10月1日からインボイス制度が導入されることに伴い、川南町使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正し、併せて条例の整備を行うものであります。

次に議案第4号は、野焼きなどの火入れを行う際には許可が必要となりますが、許可の要件として、火入れの作業に従事する者の数が15人以上必要と定められており、地域における火入れ従事者の減少などの理由から許可が出せない場合があるため、火入れ従事者の数を火入れの面積に応じた人数に改めるなどの条例の一部改正を行うものであります。

次に議案第5号は、国営造成施設管理体制整備促進事業が令和4年度をもって終了しますが、同事業で実施していた川南原土地改良区が管理する用水路の補修工事については引き続き水利施設管理強化事業により実施されるため、条例の一部を改正するものであります。

次に議案第6号は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の整備に伴い、子ども・子育て支援法第72条から第76条の内閣府に設置する子ども・子育て会議についての条文が削除され、第77条が5条繰り上がり、第72条となったことから、条例の一部改正を行うものであります。

次に議案第7号は、児童福祉法の改正により自動車を運行する場合の児童の安全確保に関する計画の策定と、園児の所在の確認および車両に安全装置を取り付けること等を定めるとともに、児童虐待の防止を図る観点からの懲戒権の規定の削除と、他の社会福祉施設を併設するときの基準の規定及び衛生管理について条例の一部を改正するものであります。

次に議案第8号は、児童虐待の防止を図る観点からの懲戒権の規定の削除とこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の整備に伴い、子ども・子育て支援法第19条第2項が削除され、第19条第1項が第19条となったこと及び学校教育法第25条に第2項及び第3項が追加され、第25条が第25条第1項になったことから、条例の一部改正を行うものであります。

次に議案第9号は、子供の医療費の全額助成の対象を18歳まで拡充するため、条例の一部改正を行うものであります。

次に議案第10号は、議案第9号の一部改正に合わせて、ひとり親家庭医療費助成対象者の自己負担額1000円を令和5年4月1日診療分から自己負担なしにするため、条例の一部改正を行うものであります。

次に議案第11号は、児童福祉バス等の運行時や児童福祉施設内での活動における児童の安全確保のため、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が令和5年4月1日に施行されることに伴い、本町においても、関係条例の整備を行い、安全計画の策定や送迎時の安全管理の徹底に係る規定を加えるため、条例の一部改正を行うものであります。

次に議案第12号は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和5年2月1日に公布

され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、出産育児一時金の支給額を変更するため、条例の一部改正を行うものであります。

次に議案第13号は、川南町消防団員が受け取る年額報酬と、近隣町の消防団員が受け取る年額報酬に差があることから、川南町消防団員が受け取る報酬額を増額するため、条例の一部改正を行うものであります。

次に議案第14号は、地方自治法第252条の7第2項の規定により、情報公開個人情報保護審査会を共同設置する地方公共団体に西都児湯環境整備事務組合、高鍋木城衛生組合及び川南都農衛生組合を加えるとともに、西都児湯情報公開個人情報保護審査会共同設置規約を変更することについて同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に議案第15号及び議案第16号は、国営造成施設管理体制整備促進事業が令和4年度をもって終了することに伴い、国営造成施設管理体制整備促進事業の事務の委託の廃止について、木城町と国営造成施設管理体制整備促進事業の事務の委託の廃止について、高鍋町及び都農町と地方自治法第252条の14第2項の規定に基づき、協議により別紙のとおり規約を廃止したいので、同条第3項の規定において準用する第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上16議案、補足説明のある議案につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（中村 昭人君） 補足説明があればこれを許します。

○福祉課長（渡邊 寿美君） 議案第1号、議案第9号及び議案第10号につきまして、その補足説明を申し上げます。

議案第1号について、川南町の附属機関として設置する自立支援協議会とは、障害者、障害児への支援体制の整備に関し、中核的な役割を果たすため、定期的な協議の場となるものです。これにより、障害者や障害児の方々の課題の整理とその改善に向けた協議が進んでいくこととなります。この自立支援協議会の組織及び運営に関しましては、川南町障害者自立支援協議会要綱として別に定めるものです。

次に、議案第9号について、現在の子どもの医療費の助成につきましては、0歳から6歳までの乳幼児については自己負担額を全額助成しており、その後、18歳までは1診療報酬明細書につき、1000円を控除した額を助成しています。今回の改正は、0歳から18歳までの子どもに対して自己負担額を全額助成するもので、令和5年4月1日診療分からを対象とします。これにより、7歳から18歳までの1,423人が新たに対象となり、予算にして約800万円の増額を見込んでおります。

次に、議案第10号について、ひとり親家庭医療費の助成については、自己負担額の月額1000円を自己負担なしに変更し、助成方法は償還払いを継続します。償還払いを継続する理

由は、県のひとり親家庭医療費助成事業費補助金交付要綱において、補助対象経費の要件として償還払いと定められているためです。これにより、保護者 207 人、子ども 238 人分の助成額約 160 万円が増額となり、県補助金 80 万円が歳入となる見込みです。以上で補足説明を終わります。

○財政課長（谷 講平君） 議案第 3 号につきましてその補足説明を申し上げます。第 2 条は、今年 10 月 1 日からインボイス制度的、適格請求書保存方式が導入されることに伴う改正で、現在、使用料及び手数料の額に 100 分の 110 を乗じて得た額とされているものを、消費税相当額を加えた額とし、インボイス制度導入後の運用に支障が出ないように、これに関する各条例をそれぞれ整備するものであります。

第 4 条は、公共施設を利用した場合の使用料における還付の取り扱いであります。現在、施設ごとに還付基準が異なっており、今年 4 月 1 日からの公共施設予約システムの運用開始に合わせて統一した還付基準を設けるものでございます。別表第 2、別表第 8 については、農村センター学習室及び保健センター機能訓練室の原状回復工事が終了し、利用可能となった両施設を別表に加えるものでございます。別表 9-9 については、弓道場の夜間の使用について追加するもので、別表第 7、別表第 9-16 については、サーフィンセンター及びコミュニティ施設の現状に即した区分の変更と、使用料の改正を行うものです。以上で補足説明を終わります。

○町民健康課長補佐（河野 龍司君） 議案第 12 号、川南町国民健康保険条例の一部改正について補足説明を申し上げます。出産育児一時金については、社会保障審議会医療保険部会において、令和 4 年度の全施設の出産費用の平均額推計等を勘案し、令和 5 年 4 月から全国一律で 50 万円に引き上げるべきとされました。これにより、健康保険法施行令が改正され、出産一時金を現行の 40 万 8000 円から 8 万円引き上げた 48 万 8000 円とすることになりましたので、本条例においても同様の改正を行うこととしたものです。

なお、差額の 1 万 2000 円については、産科医療補償制度の加算金であり、これまでと同額で変更ありません。以上で補足説明を終わります。

○農地課長（三好 益夫君） 議案第 15 号及び議案第 16 号につきまして、その補足説明を申し上げます。国営造成施設管理体制整備促進事業は、令和 5 年 3 月 31 日に 5 年間の期間が満了し終了いたします。この事業で実施しておりました、予防保全水路補修工事は令和 5 年度より水利施設管理強化事業にて実施されます。また、多面的機能の適正な発揮に関わる部分は既に令和 3 年度に新設された際に水利施設管理強化事業へ移管されておりますので、全てが水利施設管理強化事業へ移管されることとされますこととなります。事務の委任を行う際にも、議会の議決を受けた後、関係町で協議を行い、規約を定め実施しましたが、廃止の際も同様に議会の議決を受けた後、関係町で協議を行い、規約を廃止するものです。以上で補足説明を終わります。

○議長（中村 昭人君） 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

日程第 21、議案第 17 号令和 4 年度、川南町一般会計補正予算（第 10 号）、日程第 22、議案第 18 号令和 4 年度川南町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 23、議案第 19 号令和 4 年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 24、議案第 20 号令和 4 年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 25、議案第 21 号令和 4 年度川南町電子地域通貨事業特別会計補正予算（第 3 号）、以上 5 議案を一括議題とします。

朗読は省略します。

本 5 議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） それでは、議案第 17 号から議案第 21 号までにつきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

議案第 17 号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4162 万 6000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 134 億 4280 万 3000 円にするとともに、継続費、繰越明許費及び地方債の補正を行うものでございます。

それでは、その主なものにつきまして、第 1 表の歳入から御説明申し上げます。町税 1 億 1692 万 6000 円の増額は、町民税、固定資産税、軽自動車税によるものであります。地方交付税 8442 万 5000 円の増額は、交付税交付額の決定によるものであります。分担金及び負担金 1129 万円の増額は、県土地改良事業分分担金と、宮崎県後期高齢者医療広域連合派遣職員に係る負担金が主なものなものになります。国庫支出金 1 億 2908 万 8000 円の減額は、民生費国庫補助金の減額、他各事業費の決定によるものであります。県支出金 4371 万 3000 円の減額は、農林水産業費県補助金の減額その他、各事業費の決定によるものであります。財産収入 1381 万 9000 円の増額は立木売払収入が主なものであります。寄附金 190 万円の増額は、企業版ふるさと納税が主なものであります。繰入金 2188 万 8000 円の減額は、公共施設等整備基金繰入金が主なものであります。町債 120 万円の増額は、消防債が主なものであります。

次に歳出について御説明申し上げます。総務費は 4 億 9107 万 4000 円の増額で、財調財政調整基金積立金の増額が主なものであります。民生費は 1 億 9540 万 9000 円の減額で、社会福祉費及び児童福祉費の減額が主なものであります。衛生費は 5443 万 9000 円の減額で、ワクチン接種委託料や各種健診委託料の減額が主なものであります。農林水産業費は 1 億 1592 万 3000 円の減額で、農業振興費、農業後継者対策費及び園芸振興費の各事業執行残による減額が主なものであります。商工費は 2127 万 3000 円の減額で、商工振興費の減額が主なものであります。土木費は 1131 万 4000 円の減額で、道路橋梁費及び公共下水道費の執行残による減額が主なものであります。消防費は 429 万 7000 円の減額で、非常備消防費及び災害対策費執行残に伴う減額が主なものであります。教育費は 2794 万 4000 円の減額で、小学校費、中学校費及び社会教育総務費の事業執行残による事業執行残に伴う減額が主なものであります。公債費は 1194 万 3000 円の減額で、借入額変更に伴う償還金の減額であります。

第2表、継続費補正は、総合福祉センター建設費の総額を13億7511万7000円に変更するものであります。

第3表繰越明許費補正は、農林水産業費の新規就農者用ハウス整備補助金1611万6000円及び農山漁村活性化整備対策事業施設整備補助金4029万円を追加し、総務費の新中学校建設用地購入費及び補償費は地権者への支払い額が確定したことにより1億747万1000円に変更するものであります。

第4表地方債補正は、事業費の確定及び追加により限度額をそれぞれ県営事業負担金1210万円。緊急防災減災事業120万円。学校教育施設等整備事業債3370万円に変更するものであります。

次に議案第18号は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4278万3000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億4606万1000円とするものでございます。歳入では、国庫支出金536万1000円を増額し、保険料78万円。支払基金交付金2241万8000円、県支出金798万円。繰入金1696万6000円を減額するものであります。歳出では総務費1408万6000円、保険給付費2779万7000円、諸支出金90万円を減額するものであります。第2表債務負担行為は地域介護福祉空間整備等施設整備事業1546万円を計上しております。

次に議案第19号は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ361万5000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4004万7000円とするものでございます。歳入では、分担金及び負担金48万9000円。繰越金438万6000円を増額し、使用料及び手数料3万7000円。一般会計繰入金424万9000円。町債420万円を減額するものであります。歳出では下水道事業費361万5000円を減額するものであります。

次に議案第20号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ207万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2245万1000円とするものでございます。歳入では、繰越金256万2000円を増額し、使用料48万4000円減額するものであります。歳出では、漁業集落排水施設整備事業費207万8000円を増額するものであります。

次に議案第21号は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1538万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9653万1000円とするものでございます。歳入につきましては、繰越金1538万円の減額であります。歳出につきましては、電子地域通貨取り扱い手数料1604万円の減額と、一般会計繰出金66万円の増額であります。

以上5議案、補足説明のある議案につきましては、担当課長に補足説明させますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（中村 昭人君） 補足説明があればこれを許します。

○財政課長（谷 講平君） 議案第17号の歳入及び財政課関連の歳出についてその主なものにつきまして、補足説明を申し上げます。12、13ページをお願いします。1款町税はそれぞれの項で、収入見込み等により増減するものでございます。14、15ページをお願いします。

6 款法人事業税交付金は、交付額確定により増額するものであります。10 款地方交付税は、交付決定を受けた普通交付税と特別交付税を計上いたしました。12 款分担金及び負担金は、額の確定により増減するものであります。18 から 23 ページをお願いします。14 款国庫支出金は、それぞれの事業の国庫負担金及び国庫補助金の額の確定により増減するものです。22 から 29 ページをお願いします。15 款県支出金は、それぞれの事業の県負担金及び県補助金の額の確定により増減するものであります。16 款財産収入は、それぞれ事業費の決定や見込み等により増減をするものでございます。30、31 ページをお願いします。17 款寄付金は企業版ふるさと納税 180 万円及び一般寄付金 10 万円を計上いたしました。18 款繰入金の主なもの、公共施設等整備基金繰入金 2700 万円の減額であります。32、33 ページをお願いします。20 款諸収入の主なもの、宮崎県市町村振興協会市町村交付金 360 万 8000 円が増額の主なもの、34、35 ページをお願いします。21 款町債は、各事業費確定による増減であります。

次に、歳出について御説明いたします。38 から 41 ページをお願いします。2 款 1 項 5 目財産管理費の減額につきましては、実績及び額の確定に伴う執行残を減額するものであります。42、43 ページをお願いいたします。2 款 1 項 12 目財政調整基金費の増額につきましては、財政調整基金、5 億 4725 万 6000 円を積み立てるものでございます。86、87 ページをお願いします。12 款 1 項公債費 1194 万 3000 円の減額につきましては、繰越事業分の借入額減少に伴う償還金の減額であります。第 3 表、繰越明許費補正につきましては、2 款総務費、新中学校建設用地購入費及び補償費で、地権者への支払額が確定したことにより、繰越明許費を 1 億 747 万 1000 円に変更するものでございます。以上で財政課関連の補足説明を終わります。

○福祉課長（渡邊 寿美君） 議案第 17 号の福祉課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。50 から 53 ページをお願いします。3 款 1 項 5 目障害福祉費の 19 節扶助費、障害福祉サービス費 210 万円と障害児通所給付費 1200 万円については、障害者の福祉サービスの利用者数の増加と、障害児の通所サービスの利用回数の増加によるものです。以上で福祉課の補足説明を終わります。

○産業推進課長（河野 賢二君） 議案第 17 号の産業推進課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。7 ページをお願いします。第 3 表繰越明許費補正 1 追加の 6 款 1 項農業費、新規就農者用ハウス整備補助金 1611 万 6000 円及び農山漁村活性化整備対策事業施設整備補助金 4029 万円は、国の事業採択が遅れたことと、新型コロナウイルス感染症の影響で作業に遅延が生じ、年度内に事業完了が見込めないため繰り越すものです。62、63 ページをお願いします。6 款 1 項 3 目 18 節負担金補助及び交付金中、新規就農者育成総合対策事業補助金 3334 万円の減額は、経営開始資金や施設、機械などへの投資に対する新規就農者を対象とした支援金でしたが、対象者と対象となる投資が見込みよりも少なかったため減額するもの

です。次に、農山漁村活性化整備対策事業施設整備補助金 1317 万 3000 円の減額は、トレーニングハウス研修生が就農するハウスの入札残を減額するものです。68、69 ページをお願いします。7 款 1 項 2 目 18 節、負担金補助及び交付金中、商工業振興支援事業補助金 1200 万円の減額は、物価高騰や資材調達が困難との理由により事業者が投資を見送ったなどの理由により申請数が見込みよりも少なかったため減額するものです。以上で産業推進課関係の補足説明を終わります。

○福祉課長（渡邊 寿美君） 議案第 18 号につきまして、その補足説明を申し上げます。4 ページをお願いします。債務負担行為の地域介護福祉空間整備等施設整備事業は、災害時に施設機能を維持するための非常用自家発電を整備する事業で、10 分の 10 の国庫補助があります。小規模多機能型居宅介護 2 施設分を計上しています。国の 2 次補正予算の事業であるため、この時期の予算計上となったものです。以上で、補足説明を終わります。

○議長（中村 昭人君） 以上で、提案理由の説明並びに補足説明を終わります。しばらく休憩します。10 分間休憩します。

午前 9 時 50 分休憩

.....
午前 10 時 00 分再開

○議長（中村 昭人君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第 26、議案第 22 号令和 5 年度川南町一般会計予算、日程第 27、議案第 23 号令和 5 年度川南町国民健康保険事業特別会計予算、日程第 28、議案第 24 号令和 5 年度川南町後期高齢者医療特別会計予算、日程第 29、議案第 25 号令和 5 年度川南町介護認定審査会特別会計予算、日程第 30、議案第 26 号令和 5 年度川南町介護保険特別会計予算、日程第 31、議案第 27 号令和 5 年度川南町下水道事業特別会計予算、日程第 32、議案第 28 号令和 5 年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算、日程第 33、議案第 29 号令和 5 年度西都児湯行政不服審査会特別会計予算、日程第 34、議案第 30 号令和 5 年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計予算、日程第 35、議案第 31 号令和 5 年度川南町電子地域通貨事業特別会計予算、日程第 36、議案第 32 号令和 5 年度川南町水道事業会計予算、以上 11 議案を一括議題とします。

朗読は省略します。

本、11 議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） それでは議案第 22 号から議案第 32 号までにつきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

議案第 22 号につきまして、国の令和 5 年度の当初予算編成については、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、経済財政運営と改革の基本方針 2022 に基づき、足元の物価高を克服しつつ経済再生の実現に向け、人への投資、科学技術イノベーション、ス

タートアップ、GX、DXといった成長分野への大胆な投資、少子化対策、子供政策の充実を含む包摂社会の実現等による新しい資本主義の加速や外交安全保障環境の変化への対応、防災減災、国土強靱化等の国民の安全安心の確保をはじめとした重要な政策課題について、必要な予算措置が行われたところであります。町における令和5年度当初予算編成につきましては、町長の改選期にあたりますので、骨格予算を編成しておりますが、事業費につきましては、継続的に実施されるもの及び国県補助事業のうち、事業執行上当初予算に計上しなければ支障が生じるもの等については計上いたしました。このようなことから、令和5年度の歳入歳出予算の総額は、114億2200万円となり、前年度当初予算と比較すると20.1%の増となりました。

それでは、第1表、歳入から順次御説明申し上げます。町税は17億6587万4000円の計上で、前年度比7.6%の増となりました。地方譲与税は1億1370万9000円を計上いたしました。利子割交付金69万2000円、配当割交付金、389万6000円、株式等譲渡所得割交付金416万8000円、法人事業税交付金2473万円をそれぞれ計上いたしました。地方消費税交付金は3億3526万8000円の計上で、前年度比0.7%の増となりました。環境性能割交付金は541万円、地方特例交付金は1056万8000円をそれぞれ計上いたしました。地方交付税は21億2220万2000円の計上で、前年度比0.07%の微増となりました。交通安全対策特別交付金は203万6000円。分担金及び負担金は5737万4000円、使用料及び手数料は1億1155万5000円をそれぞれ計上いたしました。国庫支出金は10億9237万8000円の計上で、前年度比0.9%の減となりました。県支出金は16億7728万円の計上で、前年度比148.1%の増であります。財産収入は1643万4000円を計上いたしました。寄付金はふるさと納税20億円を計上いたしました。繰入金は16億8086万円の計上で、前年度比19.6%の増となりました。財政調整基金繰入金及びふるさと振興基金繰入金が主なものであります。繰越金は5000万円、諸収入は5244万円をそれぞれ計上いたしました。町債は2億9512万6000円の計上で、前年度比46.7%の減となりました。農林水産業債、土木債、教育債及び臨時財政対策債が主なものでございます。

次に歳出について御説明申し上げます。議会費は9029万9000円を計上いたしました。総務費は33億5871万1000円の計上で、主なものにつきましては、住宅取得助成事業として、定住促進持家取得助成金2490万円、循環型エネルギーのまちづくりの検討として、地球温暖化対策実行計画書策定業務委託料1400万円。ふるさと納税展開事業である特産品発送事業消耗品費に8億150万円。ふるさと振興基金積立金7億5950万6000円。効率的な行政システムづくりとして、総合行政システム利用料3346万6000円、地域コミュニティの活性化として、多賀地区コミュニティセンター改修工事3394万6000円。自治公民館活動費交付金2662万円などを計上いたしました。民生費は29億7101万5000円の計上で、主なものにつきましては、国民健康保険財政支援事業として、国民健康保険事業特別会計繰出金1億5633万円。

高齢者福祉の充実として、養護老人ホーム措置費 1 億 5830 万 4000 円、介護保険運営事業として介護保険特別会計繰出金 2 億 7012 万円。障害福祉サービスの充実として、障害福祉サービス費 4 億 3145 万 6000 円、障害児通所給付費 1 億 126 万円。後期高齢者医療運営事業として負担金及び繰出金 2 億 7629 万 9000 円、子ども・子育て支援の拡充として私立保育園等委託料 4 億 5710 万 5000 円。児童手当 2 億 4314 万円。私立幼稚園等給付費 1 億 2888 万 3000 円。多様な子育て支援として、子ども医療費助成費 5480 万円などを計上いたしました。衛生費は 5 億 8848 万 4000 円の計上で、主なものにつきましては、子ども・子育て支援の拡充として、妊婦等健康審査委託料 1138 万 4000 円、出産子育て応援支援金 1000 万円、予防接種委託料 3423 万 7000 円、新型コロナウイルス感染症対策事業として、ワクチン接種委託料 2618 万 6000 円、健康づくりの推進として、がん検診委託料 2198 万 8000 円、ゴミ減量化リサイクルの推進として、塵芥収集業務委託料 5416 万円、適正な行政行財政運営として、西都児湯環境整備事務組合負担金 1 億 1826 万 6000 円、川南都農衛生組合負担金 5688 万 7000 円などを計上いたしました。農林水産業費は 17 億 2217 万 6000 円の計上で、主なものにつきましては、農業後継者の育成として、農業次世代人材投資事業費補助金 1066 万 5000 円。経営発展支援事業 1687 万 5000 円、高付加価値経営の推進として、農村漁村振興交付金 8506 万 3000 円、新規就農者用ハウス整備補助金 3402 万 5000 円、持続可能な農業のための青年農業者支援事業補助金 2000 万円、農業の振興として次代に繋ぐ園芸産地づくり事業補助金 2000 万円、畜産酪農収益力強化総合対策基金事業補助金 4 億 8242 万 1000 円、川南町優良肉用繁殖牛導入資金貸付金 2000 万円、農村環境の保全整備として多面的機能支払事業交付金 5030 万 9000 円。川南原地区国営施設応急対策事業基金積立金 2567 万 7000 円、水産業・林業の振興として、合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策事業費補助金 5 億 677 万 6000 円などを計上いたしました。商工費は 8959 万円の計上で、主なものにつきましては、商工観光業の振興として、商工業振興支援事業補助金 1500 万円、EC サイトの運営委託料 610 万円、高付加価値経営の推進として、創業者支援事業補助金 400 万円、地域活性化拠点施設指定管理料 500 万円などを計上いたしました。土木費は 6 億 6570 万 7000 円の計上で、主なものにつきましては、道路環境の保全整備として、町道舗装、路肩側溝及びその他補修工事 2440 万円、町道舗装打ち替え工事 2635 万 2000 円。橋梁補修工事 3820 万円、町道改良工事 1 億 1029 万 7000 円、運動公園の再整備として、運動公園野球場改修工事 5000 万円、野球場照明施設柱補修工事 1300 万円、下水道の保全整備として下水道事業特別会計繰出金 1 億 792 万円、町の住環境の整備として、町営住宅の修繕料 1800 万円などを計上いたしました。消防費は 2 億 7593 万 3000 円の計上で、主なものにつきましては、防災減災対策として、東児湯消防組合負担金 2 億 2206 万円、消防団員年額報酬 1003 万 5000 円などを計上いたしました。教育費は 9 億 4787 万 2000 円の計上で、主なものにつきましては、学校教育の充実として、ガラス飛散防止工事 5852 万 7000 円、新中学校設置事業として、新中学校建設基本設計業務委託料

7533万9000円、新中学校建設実施設計業務委託料2億857万1000円。新中学校建設造成工事実施設計業務委託料1509万6000円などを計上いたしました。災害復旧費は304万9000円を計上いたしました。公債費は元利及び利子償還金として前年度比3.6%増の6億9923万4000円、予備費に1000万円を計上いたしました。第2表債務負担行為は、戸籍総合システム機器賃借料及びシステム利用料4842万4000円を限度額として設定いたしました。第3表地方債は、歳出予算に計上いたしました事業のうち、町債を当てるものについて、それぞれ限度額を定めるものであります。

次に議案第23号は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億5837万1000円と定めるものでございます。予算の総額は、前年度と比較して6280万円の減となっております。

歳入の主なものは、国民健康保険税4億123万4000円、県支出金17億1683万7000円、繰入金2億3186万2000円であります。歳出の主なものは、保険給付費16億7148万6000円、国民健康保険事業費納付金6億2006万2000円、保険事業費4255万6000円であります。

次に、議案第24号は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2894万9000円と定めるものでございます。予算の総額は前年度と比較して3682万円の増となっております。歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料1億5112万7000円、繰入金7390万8000円であります。

歳出の主なものは、総務費690万8000円。後期高齢者医療広域連合納付金2億2094万1000円であります。

次に、議案第25号は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ700万2000円と定めるものでございます。歳入の主なものは、繰入金700万円で、介護保険特別会計からの繰入金であります。

歳出では、報酬584万4000円が主なもので、介護認定審査会委員報酬及び会計年度任用職員報酬であります。

次に議案第26号は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億1620万2000円と定めるものでございます。歳入の主なものは、保険料3億3259万4000円、国庫支出金4億2072万3000円、支払基金交付金4億2504万4000円、県支出金2億3937万円、繰入金2億8837万9000円であります。

歳出の主なものは、保険給付費15億4963万円で、この他、総務費の4284万2000円、地域支援事業費8565万5000円。保健福祉事業費2576万3000円、諸支出金830万1000円等を計上しております。

次に、議案第27号は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6222万円と定めるものでございます。歳入の主なものは、使用料及び手数料4752万2000円、繰入金1億1292万円、町債150万円あります。

歳出の主なものは、下水道事業費8543万3000円交際費7648万7000円あります。

次に、議案第28号は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1684万円と定めるものでございます。歳入の主なものは、使用料及び手数料950万5000円、繰入金733万3000円です。

歳出の主なものは、漁業集落排水施設整備事業費1654万円です。

次に、議案第29号は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28万1000円と定めるものでございます。歳入は関係団体からの負担金4万7000円、一般会計からの繰入金10万8000円及び前年度繰越金12万6000円を計上するものであります。

歳出の主なものは、委員報酬12万6000円を計上するものであります。

次に、議案第30号は、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ689万3000円と定めるものでございます。歳入の主なものは、畜産用水管理事業収入として使用料689万円を計上するものであります。

歳出の主なものは、ダム用水使用料567万6000円を計上するものであります。

次に議案第31号は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4045万1000円と定めるものでございます。歳入につきましては、1款諸収入のうち、事業収入が1045万円。2款繰越金3000万円が主なものであります。

歳出につきましては、電子地域通貨等取扱手数料4045万円を計上するものであります。

次に、議案第32号は、令和4年度実績見込みから、第2条の業務の予定量として、給水戸数を6600戸といたしました。また年間総配水量を220万立方メートルとし、1日平均配水量を6027立方メートルとして経営目標を定めました。第3条の収益的収入及び支出につきましては、収入の水道事業収益3億8432万7000円を計上しております。支出の水道事業費用につきましては3億7220万1000円を計上しております。第4条の資本的収入及び支出につきましては、資本的収入を6200万円。資本的支出を1億9467万9000円計上しております。資本的収支予算の不足する額、1億3267万9000円は、損益勘定留保資金、繰越利益剰余金等から補填するものであります。

以上11議案、補足説明のある議案につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（中村 昭人君） 補足説明があればこれを許します。

○財政課長（谷 講平君） 議案第22号の歳入及び財政課に関連する歳出について、その補足説明を申し上げます。

12から15ページをお願いします。1款1項町民税は前年度比2.8%増、2項固定資産税は13.5%増。3項軽自動車税は2.6%増、4項町たばこ税は4.7%減をそれぞれ見込み計上しました。2款1項地方揮発油譲与税から19ページの9款1項地方特例交付金までは、令和4年度交付税算定数値をもとにそれぞれ見込み計上をしております。

18から21ページをお願いします。10款地方交付税は、前年度比0.07%増の21億2220万

2000 円を計上しました。11 款交通安全対策特別交付金は前年度比 7.2%減で見込み計上しました。12 款分担金及び負担金から 15 款県支出金までについては、歳出項目と関連がありませんので、歳出の説明の中で、各所管課長等が説明いたします。

42 から 47 ページをお願いします。16 款財産収入は、1 項財産運用収入 1643 万 4000 円を見込み計上しました。17 款寄付金はふるさと納税、通常 20 億円を計上しました。18 款 2 項基金繰入金は、財政調整基金、公共施設等整備基金、ふるさと振興基金等をそれぞれ繰り入れるものでございます。19 款繰越金は、前年度と同額 5000 万円を見込み計上しました。

48、49 ページをお願いします。20 款 3 項貸付金元利収入は 1940 万 5000 円を計上いたしました。

50 から 53 ページをお願いします。20 款 5 項 3 目雑入の主なものは、がん検診受診者負担金 597 万 5000 円、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 800 万円であります。21 款町債は総務債、農林水産業債、土木債、教育債、臨時財政対策債をそれぞれ事業の財源として計上いたしました。

次に、歳出について御説明いたします。62 から 67 ページをお願いします。

2 款 1 項 3 目財政管理費、1245 万 7000 円は、庁舎内の一般管理事務費を計上しました。

5 目財産管理費 6213 万 1000 円は、庁舎、公用備品等の維持管理保守に要する経費を計上しました。

以上で、財政課関連の補足説明を終わります。

○総務課長（大山 幸男君） 議案第 22 号の総務課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。

56 から 61 ページをお願いします。2 款 1 項一目、一般管理費 4 億 4149 万 9000 円のうち主なものにつきましては、職員給料、共済組合共済費、町村総合事務組合負担金でございませう。2 目文書広報費 1995 万 2000 円は、行政情報の伝達手段の構築のための事務費を計上いたしました。

76 から 79 ページをお願いします。10 目電子計算費 8318 万 8000 円は、効率的な行政システム作りのための総合行政システム利用料等の計上でございます。

92 から 97 ページをお願いします。4 項選挙費 2066 万 7000 円のうち主なものにつきましては、4 月に執行されます県議会議員選挙、町議会議員及び町長選挙に係る経費を計上いたしました。

96 から 99 ページをお願いします。

5 項統計調査費 927 万 1000 円は、年度中に行う各種統計調査業務に必要な経費を計上いたしました。

以上で総務課関連の補足説明を終わります。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） 議案第 22 号のまちづくり課関連につきまして、その

補足説明を申し上げます。

66 から 77 ページの企画費について補足いたします。68、69 ページをお願いいたします。次代を担う人作り関係補助金 381 万 4000 円、高等学校等就学支援給付金 1670 万 4000 円。

次のページをお願いいたします。新婚家庭生活支援助成金 1009 万円、町内雇用者等生活支援助成金 982 万 5000 円、定住促進持家取得助成金 2490 万円、空き家関連補助金 324 万円などを計上しております。

74、75 ページをお願いいたします。地域おこし協力隊促進事業のうち、1577 万円の会計年度任用職員報酬は現在着任している 6 名の地域おこし協力隊と隊員と新規で 1 名の隊員を募集するための予算を計上しております。

80 から 83 ページの自治振興費について補足いたします。80、81 ページをお願いいたします。中央地区コミュニティセンター改修設計等委託料 250 万円、多賀地区コミュニティセンター改修工事管理委託料 209 万円、西地区コミュニティセンター建物賃借料 939 万 9000 円、多賀地区コミュニティセンター改修工事費 3394 万 6000 円。

次のページをお願いいたします。自治公民館活動費交付金 2662 万円、地域集会施設建設等補助金 500 万円。この地域集会施設建設等補助金の高補助率の設定につきましては、令和 5 年度までとなっており、令和 6 年度からは以前の補助率に戻すこととしております。

176 から 181 ページをお願いいたします。9 款の消防費につきましては、来年度必要と見込まれる経費について、それぞれ計上をさせていただいております。

以上で、まちづくり課関連の補足説明を終わります。

○福祉課長（渡邊 寿美君） 議案第 22 号の福祉課関連につきましてその補足説明を申し上げます。

102、103 ページをお願いします。3 款 1 項 1 目、社会福祉総務費の主なものは 442 事業の社会福祉協議会への補助金 5856 万円で、福祉課と連携し、生活困窮者の生活支援と障害福祉に力を入れるため、令和 4 年度予算より約 1300 万円増額しております。

104 から 107 ページをお願いします。同 3 目老人福祉費は養護老人ホーム措置費 1 億 5830 万 4000 円、シルバー人材センター活動補助金 1100 万円が主なものです。同 4 目、介護保険費は、介護保険特別会計への繰出金 2 億 7012 万円を計上しています。

108、109 ページをお願いします。同 5 目、障害福祉費の主なものは、障害福祉サービス費 4 億 3145 万 6000 円と障害児通所給付費 1 億 126 万円でグループホームお呼び重度訪問介護の給付費の増額と放課後等デイサービス給付費の増額を見込んでいます。

112、113 ページをお願いします。3 款 2 項 2 目児童措置費は、私立保育園等委託料の 4 億 4080 万 1000 円と 1630 万 4000 円、児童手当 2 億 4314 万円及び私立幼稚園等給付費 1 億 2888 万 3000 円が主なものです。保育士や幼稚園教諭等の処遇改善加算により私立保育園等委託料と私立幼稚園給付費を増額しております。

116 から 119 ページをお願いします。同 4 目母子福祉費は、令和 5 年度より子供の医療費およびひとり親家庭医療費の自己負担額を無料にすることから、それぞれ 5480 万円。1120 万円を計上しています。以上で福祉課関連の補足説明を終わります。

○環境水道課長（日高 裕嗣君） 議案第 22 号の環境水道課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。

70、71 ページをお願いします。2 款 1 項 6 目企画費 1400 万円は、2050 年ゼロカーボンシティかわみなみを実現させるため地球温暖化対策実行計画書、事務事業編の改定同計画書、区域施策編の新規策定、再エネ導入のためのポテンシャル調査を実施するものです。

128、129 ページをお願いします。4 款 1 項 4 目環境衛生費、10 節需用費 100 万円は町営墓地の突発的な修繕対応に備え計上するものです。18 節負担金補助及び交付金 1404 万 3000 円は、西都児湯環境整備事務組合火葬場の負担金です。5 目公害対策費 343 万 7000 円は町内河川水等 23 カ所、口蹄疫及び鳥インフルエンザ埋却地周辺井戸、46 ヶ所の水質水質検査手数料等 327 万 8000 円が主なものです。6 目生活排水対策費は、18 節負担金補助及び交付金の合併浄化槽設置整備事業補助金 15 基分 536 万円が主なものです。

130、131 ページをお願いします。8 目、生活用水対策費 300 万円は、地元で生活水の施設管理をしている組合に対し、災害発生時の被災に伴う施設整備に備えるための補助金を計上するものです。4 款 2 項 2 目、塵芥処理費 2 億 448 万 4000 円で 12 節委託料 8165 万 9000 円のうち主なものは、塵芥収集業務委託料 5416 万円、ゴミ袋作成交付管理委託料 1678 万 9000 円です。

132、133 ページをお願いします。18 節負担金補助及び交付金 1 億 1828 万 9000 円は、西都児湯環境整備事務組合負担金 1 億 1826 万 6000 円が主なものです。3 目し尿処理費 5688 万 7000 円は、18 節負担金補助及び交付金で川南都農衛生組合負担金です。4 款 3 項 1 目 2 3 節、投資及び出資金 3000 万円は、重要給水施設に排水する期間管路を老朽管から耐震管に布設替えを行う事業で、国庫補助 3 分の 1 の残りの 3 分の 2 中 3 分の 1 を一般会計から水道事業会計に出資するものです。

以上で環境水道課関係の補足説明を終わります。

○農地課長（三好 益夫君） 議案第 22 号の農地課及び農業委員会関連につきまして、その補足説明を申し上げます。

134、135 ページをお願いいたします。6 款 1 項 1 目、農業委員会費 2464 万 2000 円のうち主なものは、農業委員会運営事業の農業委員会委員報酬 1150 万 8000 円であります。

136、137 ページをお願いいたします。農地集積集約モデル作成事業業務委託料 100 万円は令和 5 年度より法定化される人農地プランの話し合いの材料となる高収益作物等の圃場モデルを作成するものです。

142、143 ページをお願いいたします。6 款 1 項 7 目、農地費 6053 万 4000 円のうち主なも

のは144、145ページをお願いいたします。多面的機能支払事業交付金5030万9000円は、国の交付金事業を活用して農業の多面的機能の維持や発揮のため、水路、農道等の管理活動や農村の環境保全などの営農共同活動に対して支援していくものであります。令和4年度から広域組織を設置し、活動組織の事務負担の軽減を図り、取り組み組織の拡大を進めております。次に、小規模基盤整備支援事業補助金300万円は、国及び県の補助事業の対象とならない区画拡大などの小規模な基盤整備を支援することで離農により手放される農地を担い手に集積する目的で、町単独で補助を行うものです。

146、147ページをお願いいたします。6款1項10目、国営土地改良事業費8585万8000円のうち主なものは、12節委託料のダム設備等保守点検委託料2400万6000円で、水管理システム等の保守点検を行うものです。次に用水路補修工事488万5000円は、川南原土地改良区が管理する俵橋支線、延長211mの補修工事を、水利施設管理強化事業を活用して実施するものです。次に尾鈴土地改良区連合強化支援補助金460万8000円及び川南原土地改良区強化支援補助金730万円は、国営事業で造成された施設を管理する改良区等に対して、多面的機能の強化支援として、水利施設管理強化事業を活用して補助するものであります。次に尾鈴土地改良区運営補助金1342万7000円は、国営尾鈴土地改良事業及び関連県営事業で整備した施設を管理する尾鈴土地改良区に対する補助金です。次に、川南原地区国営施設応急対策事業基金積立金2567万7000円は国営事業で実施される応急対策事業の町の負担金の財源となる基金積立金です。

6款1項11目県営土地改良事業費6603万6000円のうち主なものは148、149ページをお願いいたします。畑かん県営事業費負担金で染ヶ岡、鬼ヶ久保地区26万8000円、通山、坂の上地区1830万円、大内原地区91万5000円、西光原、国光原地区1830万円、十文字地区1830万円で、負担率は18.3%です。

次に県営平下地区負担金920万円は、令和4年度採択された基幹農道整備事業及び農地保全事業の県営事業負担金です。

以上で農地課関連の補足説明を終わります。

○産業推進課長（河野 賢二君） 議案第22号の産業推進課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。

138、139ページをお願いします。6款1項3目18節負担金補助及び交付金中、経営開始資金750万円及び経営発展支援事業1687万5000円は、新たに農業経営を開始する認定新規就農者を対象に経営開始資金及び施設や機械などに行う投資に対し、国と県が支援を行うものです。

140、141ページをお願いします。農村漁村振興交付金8506万3000円及び新規就農者用ハウス整備補助金3402万5000円は、トレーニングハウス研修生が就農するため低コスト耐候性ハウス20aを2棟及び10aを2棟、付帯施設を整備するため、国と町で補助するもので

す。

142、143 ページをお願いします。6 款 1 項 6 目 18 節負担金補助及び交付金中、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業補助金 4 億 8242 万 1000 円は、畜産クラスター事業を利用して有限会社金鶏農場が鶏舎の建替えと増設、堆肥舎の新設に対し、国が補助するものです。

152、153 ページをお願いします。6 款 2 項 2 目 18 節負担金補助及び交付金、合板・製材・集成材国際競争力強化輸出促進対策事業費補助金 5 億 677 万 6000 円は、株式会社宮崎 FCP が木質バイオマス供給施設の整備と関連施設の導入に対し、国が補助するものです。

158、159 ページをお願いします。7 款 1 項 2 目 18 節負担金補助及び交付金中、企業立地促進奨励金 150 万円は、ホテルカワミーナの雇用促進奨励金です。

以上で産業推進課関連の補足説明を終わります。

○建設課長（黒木 誠一君） 議案第 22 号の建設課関連についてその補足説明を申し上げます。

172、173 ページをお願いいたします。8 款 3 項 3 目、都市公園費の 14 節工事請負費 6300 万円は、運動公園野球場内に LED 表示のスコアボードを設置する工事 5000 万円とナイター設備の鉄骨を塗装補強する工事の 1300 万円です。

以上で建設課関連の補足説明を終わります。

○教育課長（山本 博君） 議案第 22 号の教育課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。

182 から 185 ページをお願いします。10 款 1 項 2 目事務局費の 14 節工事請負費 219 万円は生涯学習センターの電話装置保守サポート期間が終了していることや、主要部品が製造を終了していることから、今後の電話故障時の対応に支障の出ることが懸念されるため、電話設備更新工事として 169 万円と昨年 9 月の台風 14 号で損壊した東小学校校長住宅倉庫の工事費として 50 万円の予算を計上しています。

188 から 191 ページをお願いします。10 款 2 項 1 目学校管理費の 14 節工事請負費 5982 万 7000 円は、川南小学校教職員室のエアコンが老朽化しているため、更新工事費として 130 万円、小学校の窓ガラス飛散防止のため、工事費として 5852 万 7000 円の予算を計上しています。東小、多賀小、山本小の 3 校分です。

198、199 ページをお願いします。10 款 3 項 4 目学校建設費の 12 節委託料、2 億 9900 万 6000 円は、令和 4 年 12 月議会で債務負担行為補正分として承認いただいた新中学校の建設基本設計業務委託料 7533 万 9000 円と建設実施設計業務委託料 2 億 857 万 1000 円の予算を計上しています。さらに新中学校建設造成工事实施設計業務委託料として 1509 万 6000 円を計上しています。

204 から 205 ページをお願いします。10 款 4 項 2 目文化施設費の 14 節工事請負費 600 万円は文化ホール駐車場の照明器具、照明ポールが老朽化しているため、8 か所の整備を行うも

のです。

以上で教育関連の補足説明を終わります。

○議長（中村 昭人君） 以上で、提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前10時57分休憩

.....
午前11時07分再開

○議長（中村 昭人君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第37、同意第1号監査委員の選任についてを議題とします。朗読は省略します。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） それでは、同意第1号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

この同意案は、監査委員の永友靖氏の任期が令和5年3月14日をもちまして満了となることから、引き続き永友靖氏を監査委員として選任したく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

永友氏は昭和51年4月に尾鈴農業協同組合に入組し、販売課長、農産園芸部次長、同部長等を歴任、その後、平成24年4月から平成30年4月まで同組合の常勤監事を務めるなど、会計事務、経営管理等に精通しており、現在は監査委員として活躍されています。人格識見ともに優れており、監査委員として適任者でありますので、よろしく御同意いただきますようお願いいたします。

○議長（中村 昭人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決に入ります。

採決の方法は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

ただいまの出席議員は12名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に河野禎明君及び谷村裕二君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。

本件に賛成の方は賛成と反対の方は反対と記載して投票をお願いします。

なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は会議規則第83条の規定によ

り反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

順次投票願います。

投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。

河野禎明君及び谷村裕二君、開票の立会いをお願いいたします。

投票の結果を報告します。

投票総数 12 票そのうち賛成 12 票以上のとおり全員が賛成であります。

したがって、同意第 1 号監査委員の選任については同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前11時15分散会
